

議長／皆さんおはようございます。

前日に引き続き、本日の会議を開きます。

市長から提出されました第 73 号議案、及び議員から提出されました意見書第 4 号を追加上程いたします。

日程に基づき、議事を進めます。

日程第 1. 第 48 号議案 専決処分の承認についてを議題といたします。

第 48 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

お諮りいたします。

本案は、所管の常任委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、本案は、所管の常任委員会付託を省略いたします。

本案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 48 号議案を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 48 号議案は、原案のとおり承認することに決しました。

日程第 2. 第 49 号議案 武雄市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例を議題

といたします。

第 49 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、総務常任委員会に付託をいたします。

日程第 3. 第 50 号議案 武雄市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第 50 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、総務常任委員会に付託をいたします。

日程第 4. 第 51 号議案 武雄市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び武雄市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第 51 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、総務常任委員会に付託をいたします。

日程第 5. 第 52 号議案 武雄市税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第 52 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、総務常任委員会に付託をいたします。

日程第 6. 第 53 号議案 武雄市印鑑条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第 53 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第 7. 第 54 号議案 令和 6 年度武雄市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題といたします。

第 54 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 8. 第 55 号議案 令和 6 年度武雄市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題といたします。

第 55 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 9. 第 56 号議案 財産の取得についてを議題といたします。

第 56 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第 10. 第 57 号議案 令和 7 年度武雄市一般会計補正予算（第 5 回）を議題といたします。

第 57 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

12 番 池田議員

池田議員／57 号議案についてですが、商工費、教育費の指定管理料の物価上昇に伴うスライド制を導入するということですが、これ、物価の上昇率とかそういうものに合わせて、スライド制を導入されるということなのかと、その物価上昇にあわせてその金額を上積みとかですね、する場合には、報告はしていただけるのかと、あと、民生費の繰越明許費の中で、民生費、2 点、不測の時間を要し、年度内の完了が見込めないためとする理由が挙げられておりますが、不測の時間を要するの、その不測の時間というものがあるのか、お尋ねをいたします。

議長／野口こども教育部理事

野口こども教育部理事／教育費、社会教育費、図書館費の図書館・歴史資料館指定管理料についてお答えをいたします。

これにつきましては、令和 6 年度実績に基づき、人件費、その他の費用は各年 3.0%増で積算をしております。

ただし図書館については、令和 5 年度の更新時に人件費のみ各年 1.5%増で見込んでいたことから、令和 7 年度以降 1.5%増で積算をしております。

来年度の指定管理料につきましては、本年度は補正予算、来年度以降は当初予算のほうで計上させていただきます。

議長／古賀こども教育部長

古賀こども教育部長／繰越明許の概要の理由でございます。

不測の時間を要するという部分だと思います。

これにつきましては、就学前教育・保育施設整備事業と放課後児童クラブ施設整備事業の分というふうに伺っておりますけども、この分につきましては、当初、年度内に予定しておりましたけども、設計等で時間を要したために、年度内に完了ができないということで、その分は、不測の時間を要したというものでございます。

議長／ほかに質疑ございませんか。

18 番 牟田議員

牟田議員／すみません、1 点だけ。

小さいことですが。

今度補助金のやつで武雄市晴れ風 ACTION 花火大会っていうのの補助金が出てます。

いろんな武雄市内で各地で花火やっているのですが、なんでこれだけ花火の補助が来たのか。

どういう意義で、選択方法でやられているのかっていうのが、ちょっと委員会が違うので委員会で詳しく聞けないので、ここでお伺いしているんですけども。

繰り返します。

いろんなところで花火っていうのが例えば、武雄町、川良区、いろんなところであっている中で、80 万、ここについたという理由。

で、ほかのところは来ていなかったのか。

そういうところをお伺いしたいと思います。

議長／佐々木営業部長

佐々木営業部長／おはようございます。

お問い合わせの件でございますが、民間事業者のほうから、補助金を寄附するということがあっております。

今回、庁舎内におきまして、こういった事業がございますということで御案内をかけまして、各担当部署より、3 件の募集がっております。

その中で、採用のほうを選定した結果、各市町から 1 件ということでございましたので、1 つに絞らせていただいて、募集のほうに手を挙げさせていただいております。

また、県内から複数の自治体からも申請がっております。

全てがとおるわけではなく、県内では 2 か所の自治体のほうに交付されるということで決定したところでございます。

議長／18 番 牟田議員

牟田議員／すみません。

いろんなところに案内をかけたっておっしゃったんですけども、案内というのは、今まで武雄市内でそういうところをやっていたところに案内をかけたんですか。

聞いたことがないんですよね。

今、ここうやって出て初めて知ったということで、そのへんをお伺いしたいと思います。

議長／佐々木営業部長

佐々木営業部長／各方面っていいですか、各担当部署、それぞれ関係している、例えば公民館とか、そういったところも含めまして、こういうのがございます、手を挙げられませんかということで案内をさせていただいたところでございます。

議長／ほかに質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は所管の常任委員会に分割付託をいたします。

なお、付託区分につきましては、お手元に配付の区分表のとおりでございます。

日程第 11. 第 58 号議案 令和 7 年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 回）を議題といたします。

第 58 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第 12. 第 59 号議案 令和 7 年度武雄市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 回）を議題といたします。

第 59 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第 13. 第 60 号議案 令和 7 年度武雄市国道 34 号用地先行取得事業特別会計補正予算（第 1 回）を議題といたします。

第 60 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 14. 第 61 号議案 令和 7 年度武雄市工業用水道事業会計補正予算（第 1 回）を議題といたします。

第 61 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 15. 第 62 号議案 令和 6 年度武雄市一般会計決算認定についてから日程第 23. 第 70 号議案 令和 6 年度武雄市下水道事業会計決算認定についてまでの以上 9 議案を一括議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。

田中会計管理者

田中会計管理者／おはようございます。

それでは、第 62 号議案から第 70 号議案までの令和 6 年度武雄市一般会計、特別会計、企業会計の決算認定について御説明いたします。

第 62 号議案の一般会計と第 62 号議案から第 68 号議案までの特別会計につきましては、1 冊の決算書となっております。

歳入歳出決算書の 4 ページ、5 ページをお開きください。

総括表の一番下の各会計の合計では、予算現額 704 億 1,074 万 4,000 円に対し収入済額 673 億 7,103 万 3,776 円、支出済額 648 億 6,577 万 7,705 円で、歳入歳出差引残額は 25 億 525 万 6,071 円となっております。

5 ページの一番右側の欄に記載しております各会計の歳入歳出差引残額は、プラスまたはゼロ

ロとなっております。

10 ページから 65 ページに、第 62 号議案から第 68 号議案までの決算書を 70 ページから 341 ページに事項別明細書を掲載しております。

346 ページ、347 ページに実質収支に関する調書を掲載しております。

実質収支の状況は、プラスまたはゼロとなっております。

352 ページ以降に財産に関する調書及び基金運用状況報告書を掲載しております。

なお、主要施策の成果及び予算執行の実績に関する報告書は別冊となっております。

企業会計につきましては、第 69 号議案で工業用水道事業会計を第 70 号議案で下水道事業会計の決算認定となっております。

いずれも、7 ページに収益的収入及び支出に関するもの、8 ページに資本的収入及び支出に関する決算報告書を掲載しております。

9 ページ以降に財務諸表をそれぞれ掲載しております。

以上、第 62 号議案から第 70 号議案までの令和 6 年度一般会計、特別会計、企業会計、決算認定についての説明を終わります。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長／これより質疑を行います。

質疑は区分して行います。

まず、第 62 号議案 令和 6 年度武雄市一般会計決算認定に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

議長／質疑をとどめます。

次に、第 63 号議案から第 70 号議案までの以上 8 議案に対する一括質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

議長／質疑をとどめます。

お諮りいたします。

第 62 号議案から第 70 号議案までの以上 9 議案は、議長及び監査委員を除く全議員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

> 「なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 62 号議案から第 70 号議案までの以上 9 議案は、決算審査特別委員会を設置し、付託することに決しました。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の正副委員長につきましては、武雄市議会申し合わせ事項により、委員長に松尾副議長、副委員長に石橋議会運営委員長をお願いをいたします。

日程第 24. 第 73 号議案 令和 7 年度武雄市一般会計補正予算（第 6 回）を議題といたします。

提出者からの説明を求めます。

後藤総務部長

後藤総務部長／おはようございます。

第 73 号議案 令和 7 年度武雄市一般会計補正予算（第 6 回）について補足説明を申し上げます。

今回の補正予算は、まず「大学連携事業」について、武雄アジア大学の開学を契機に、地域、企業、小中学校などと大学をつなぐ役割を担う地域おこし協力隊を導入し、人口減少等の地域課題解決や地域活性化を図るものです。

次に、「袴野地区地すべり対策事業」について、令和 7 年 8 月 6 日に、（仮称）新武雄工業団地の隣接地において法面の表層で一部崩壊していることが確認されたため、早急に対策工事を行うものです。

補正予算書の 2 ページを御覧ください。

第 1 条の歳入歳出予算の補正は、歳入歳出にそれぞれ 7,168 万円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ 314 億 4,790 万 8,000 円とするものでございます。

まず、歳出について御説明します。

予算説明書の 12 ページを御覧ください。

2 款 2 項 1 目、企画総務費では、「大学連携事業」に係る経費として、旅費 7 万円、役務費 11 万円及び委託料 50 万円の計 68 万円を計上しております。

また、「袴野地区地すべり対策事業」に係る経費として、工事請負費 7,100 万円を計上しております。

次に、歳入について御説明します。

予算説明書の 11 ページを御覧ください。

11 款．地方交付税では、「大学連携事業」に係る財源措置として特別交付税に 68 万円を計上しております。

22 款．市債では、「袴野地区地すべり対策事業」に係る地方債の借入れとして、7100 万円を計上しております。

補正予算書の 2 ページを御覧ください。

第 2 条の継続費の補正は、「袴野地区地すべり対策事業」に係る継続費の総額、年度及び年割額を変更するものでございます。

第 3 条の地方債の補正は、「袴野地区地すべり対策事業」に係る起債の限度額を変更するものでございます。

以上で補足説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長／質疑を開始します。

質疑ございませんか。

8 番 豊村議員

豊村議員／この中の企画総務費の大学連携事業の部分ですけれども、地域おこし協力隊を導入しということで、今回、これが出てきたので、ちょっと質問なのですが、導入しということは、新たに地域おこし協力隊の隊員さんを設置されるということでしょうか。それと、この 68 万円というのが、例えば、導入されたときに、何か月分というか、その辺のイメージがちょっと分からないので、その点お願いします。

それと、今回こうやって地域おこし協力隊さんを導入されることで、これは交付税措置と思うんですが、それ以外にかかってくるような市の支出になることはないかという部分と、地域と大学を結ぶという部分で、両方の視点はあると思うんですが、もちろん、大学側の企業努力での行動という部分も必要と思うんですが、今回こういう形で上げられているということは、市としてもこういうふうな形での設置をして取り組んでいくことが必要というふうに考えてのことだったのかということを伺いたいと思います。

議長／松尾企画部長

松尾企画部長／おはようございます。

今回、予算をお願いしている地域おこし協力隊ですけれども、こちらについては新規の地域おこし協力隊となります。

予算につきましては、委託費として、報償費が 29 万、活動費として 21 万、計 50 万円、募集

経費として、旅費と募集サイト掲載費 11 万となっています。

採用に当たりましては、予算が認可された後、10 月から募集を開始いたしまして、1 月に面談等を行い、3 月に隊員として活動をしてもらうことになります。

こちらにつきましては、地域おこし協力隊の目的としては、大学をいかに武雄市の商工業や地域で生かすか、その考えの下、大学と事業者、地域等を結ぶ活動をしてもらう予定です。大学を生かしたまちづくりの経験のある方や、大学ではなくても、企業活動の中でまちづくりを経験した方、あとは、そういった活動に意欲や思いを強く持っている方、そのような方に事業を委託したいと考えております。

地域おこし協力隊の***費につきましては、これ以外の市の単費はございません。

すみません、地域おこし協力隊につきましては、3 月から最高 3 年までという形になっております。

今回は今年度の支出をお願いしているものであります。

議長／ほかに質疑ございませんか。

12 番 池田議員

池田議員／袴野地区地すべり対策事業の分で質疑をさせていただきます。

この袴野地区地すべり対策事業ということですが、場所として、新工業団地のところですよね。

災害復旧をして、これを前に進めていくというのは理解はしております。

しかしながら、これまで、私の計算が間違っていれば後で御指摘をいただきたいと思いますが、工業団地造成費用から地すべり対策費用ですね、これまで 52 億 8,745 万ほどかかっているんですね。

これ、事業費として、これまで、これだけを費やしてきているんだから、一般質問の答弁では、分譲開始の見通しがまだ立っていないはずですよ。

立っていないということでしたよね。

この計画がどうなっていくのか、そして、分譲開始がいつ頃になってくるのか、そういうのをしっかりと示していただきたいと、今回の予算を上げるにしてもですね。

その辺をちょっとお尋ねを、今後の計画等についてですね、スケジュール含めてそれを出すことができないのかお尋ねします。

議長／佐々木営業部長

佐々木営業部長／今回、地滑りが起こったということで、改めまして補正予算をお願いして

いるところでございます。

今回の工事につきまして、幾つかのパターンで対策工事を考えているところでございますが、どの工法でいくというのがまだ確定をしておりません。

予算額につきましては、最大値となる工法をお願いをしているところでございますが、そういった形で、対策工法によっては工期等も変わってくる可能性がございます。

したがいまして、今の段階ではですね、具体的な見通しにつきましてはお示しすることができません。

議長／12 番 池田議員

池田議員／まだ工法も決まっていないということで、今回の地すべりがあって、今後、地質調査等を含めてですね、またさらなる予算の提案が発生するのかもしれないのか、その辺はいかがですか。

議長／佐々木営業部長

佐々木営業部長／現段階では、これ以上の予算要望は考えていないところです。

議長／12 番 池田議員

池田議員／これ、分譲に向けて進めていくという認識でよろしいですか。
最後です。

議長／佐々木営業部長

佐々木営業部長／はい。

議員おっしゃられるとおり、分譲開始に向けて進めていくことで間違いございません。

議長／ほかに質疑ございませんか。

7 番 朝長議員

朝長議員／大学の連携のところですけども、地域との連携ということで、地域活性化ということで武雄市の予算を組むという、これ、一定、理解はできるのですけれども。

開学の補助金として 13 億を出して、運営についてはもう一切出さないという、考え方として

はそうだと思うんですけども、これ、連携というのは、学生確保、大学から見るとですね、学生確保のための費用という見方もできるかと思うんですけども、今後のこともありますし、そういった連携についての費用負担の考え方についてお尋ねいたします。

議長／松尾企画部長

松尾企画部長／今回の予算のお願いにつきましては、目的が大学をいかに武雄市の商工事業者や地域で生かすか、その考えの下、大学と事業者、地域等を結ぶ活動をしてもらう予定でございます。

今までお話ししたように、運営費についての予算を要求することはありませんけれども、地域として、武雄市としてですね、地域の活性化につながるような連携事業なり、そういった予算については今後お願いしていくことになるかと思えます。

議長／7番 朝長議員

朝長議員／答弁そのものは理解はできるのですが、これは捉え方だと思うんですよね。大学からするとそれをやってもらうことで学生確保の経費が節約できるというような面も多分にあるかと思えます。

そういった面で、今後、連携していく上での、やっぱり考え方というのは明確にしておいてほしいなと思いますので、そういったものを、もう、ちょっと、再度あれば。

武雄市側からすれば、今、言ったような答弁になるのは理解はできますけれども、もちろん大学側からすると、やはり連携していくことによって学生確保に対する経費を武雄市に持ってもらうような形にはなると思うんですよね。

その考え方についてどう整理するのか。

やはり今後のこともあるので、ずっと連携、連携といって、運営には出さないと言いながら、連携で出しますと、また出しますというような、ちょっと、最初ですので、最初が肝心だと思うので、しっかり考え方を整理していただきたいと思うのですが、もし、今の時点で伺えれば答弁お願いします。

議長／松尾企画部長

松尾企画部長／先ほど答弁いたしましたように、地域の、武雄市にとっての地域の活性化につながるような予算については、今回もこの武雄アジア大学をいかに生かすというのが大事かと思っております。

予算につきましては、この議会において議員の皆様にはしっかり御協議していただきたいと思っております。

議長／ほかに質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、所管の常任委員会に分割付託をいたします。

なお、付託区分については、お手元に配付の区分表のとおりでございます。

日程第 25. 報告第 9 号 令和 6 年度武雄市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

報告第 9 号に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本件は、法令に基づき報告されたものでありますので、この程度にとどめたいと思います。

日程第 26. 意見書第 4 号 外国人による国民健康保険料等の未納・滞納対策を求める意見書（案）を議題といたします。

提出者から趣旨説明を求めます。

7 番 朝長議員

朝長議員／おはようございます。

では、意見書第 4 号 外国人による国民健康保険料等の未納・滞納対策を求める意見書（案）について御説明をさせていただきます。

まずは読み上げさせていただきます。

我が国の国民皆保険制度は、国民が支え合い、公平に負担することで成り立っている。

しかし、近年、外国人世帯における国民健康保険料や住民税の未納・滞納が深刻な問題となっている。

産経新聞、令和 6 年 8 月 19 日付の報道によれば、政府内部資料に基づく令和 5 年 11 月末時点の 7 自治体についての調査で、ある自治体の国民健康保険料の滞納率が日本人世帯で約 9 %であるのに対し、外国人世帯では約 28%、永住者世帯では約 29%にものぼっていると。

住民税の滞納率についても日本人世帯の約４％に対し、外国人世帯では約２０％に達しているとの報告がなされている。

これは、国民皆保険制度や地方財政の持続可能性を揺るがす重大な問題である。

さらに厚生労働省の調査によれば医療機関の５４．３％が外国人患者を受け入れ、そのうち１８．３％の病院で未収金が発生し、中には１件当たり１８００万円を超える事例も確認されている。

これは、医療機関の経営や地域医療体制に深刻な影響を及ぼしかねない。

先進諸国においても移民受け入れに伴う財政、社会コストの増大を背景に政策転換が進められている。

米国では受入れ制限を強化し、欧州諸国も移民政策の見直しを進めている。

制度上の規定や支払要件に不備があるまま放置すると、国民の負担増や制度崩壊を招きかねない。

よって、国におかれては次の事項を早急に実施するよう、強く求める。

１、外国人による国民健康保険料、住民税の納付状況を全国的に調査、公表し、実態を明らかにすること。

２、未納・滞納が確認された場合の資格制限や更新要件を厳格化するなど、制度の実効性を確保すること。

３、外国人の医療費未払い対策として、入国時の補償金制度や保険加入要件を検討すること。

４、国民皆保険制度の持続可能性を守る観点から、外国人受入れ拡大に伴う財政負担を正確に試算し国民に説明すること。

という内容になっております。

補足としましては、この意見書に書かれている内容の、問題の大きな要因としてはですね、日本の税金や社会保障の制度というのが場合によっては、こう、逃げ得とか、さらにいえば、制度の隙についてですね、悪用されるような可能性があって、実際にそういった事例も散見されていると。

そして、外国人の場合は住民税などを未納のまま母国に帰ってしまわれると、その時点で請求そのものもできなくなるなどの報道もなされていて、不公平感を助長して感情的な軋轢を生む可能性もあるということで、国際化が進む中で、まず、国益を守るために早急な現状の調査と対策が必要と考えております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

議長／意見書第４号に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

９番 上田議員

上田議員／つらつらと読んでいただいて、ありがとうございました。

上から2行目のところにある、まず、外国人世帯における国民健康保険料や住民税の未納・滞納が深刻な問題ということを書いてあるんですけども、武雄市の状況というのはどういうふうに把握されて、この意見書を出されているのかがまず1点目。

それから、6行目ですかね。

ある自治体の国民健康保険料の滞納率が、という、つらつら書いてあるんですけど、こういう公文書で、ある自治体とかって、通常、あんまり見らんとかなって。

どここのどういう、何ていうところの自治体というふうな記載が、大体、通常じゃないかなって何となく思うんですけど、その、ある自治体はどこなのかというのを教えてください。

議長／7番 朝長議員

朝長議員／ありがとうございます。

まず1点目、武雄の状況は今回の一般質問でも取り上げましたけれども、武雄に住んでおられるということで、外国人も日本人も同じ扱いということで区別した集計はされていないということで、現状は把握できていないと、武雄市の場合はですね。

それで、あと、ある自治体ということについての指摘ですけども、これは産経新聞が政府の内部資料を取り寄せて調査した結果を公表されているもので、その内部資料自体は手元に取り寄せることはできませんでした。

ということで、その、この7つの自治体をピックアップして調査されているということで、その中のどの自治体かは明確には分かりません。

ということで、その中にこういう自治体があるということで記載をしております。

以上です。

議長／ほかに質疑ございませんか。

18番 牟田議員

牟田議員／大変興味深く意見書の内容を見ております。

その中でですね、日本人世帯、外国人世帯という表現があります。

日本人世帯というのはジュン日本人言い方悪いんですけど、帰化を含めて、帰化したら日本人になりますから。

帰化を含めないジュン日本人で日本人世帯といっているのか、外国人世帯というのはどういうふうな、その定義というのを教えていただければと思います。

帰化されて、外国籍ということはないですから、帰化されたら。

そういうふうなことで、例えば、一次労働で来ている世帯とか、そういうふうな、違いますよね。

だから、そこら辺ところの違いを、例えば、日本人世帯といっても、日本に帰化された方もいらっしゃるかもしれない。

外国人世帯ということで、世帯という言い方ですから、そういう労働で来ている、学校で来ている、そういうふうな、その定義のほうを教えてくださいたいと思います。

その9%、28%というのがありますので、その辺のところをきちんと分かって判断したいと思います。

それと先ほど上田議員さんも言われたとおり、ある自治体というのは、例えば、ひどいところをピックアップしているかもしれないです。

その辺分かれば早急に教えていただければと思います。

分かったですかね。

朝長議員／自治体の名前ですか。

牟田議員／例えば、ある自治体という表現は、やはりひどいところをピックアップしてというのがあるんですね。

ですから、そういうのを、変に我々先入観持たないように、きちんとした平均値のやつを出していただければと思います。

議長／7番 朝長議員

朝長議員／まず、外国人、日本人世帯の定義についてですけれども、帰化された日本国籍の方は、日本人の世帯ということで、同じ世帯でも外国人の方と日本は1つの世帯にいらっしゃるということもあると思いますので、そういったのは分けて、また、外国籍のまま永住者世帯、永住されている方は外国人世帯という分類になっております。

あとは、自治体、産経新聞の記事の7自治体についてですけれども、これは政府内部資料には書いてあったのかもしれませんが、この内部資料自体がちょっと入手ができなかったということで、自治体の名前自体は把握できておりません。

ある自治体というのも、どこかというのは。

議長／18番 牟田議員

牟田議員／外国人世帯というのは、例えば、ワーキングで来ている人、仕事で来ている方も、日本に今、来ている方、こういうことで、何か月以上は国保を払ったら使えるという権利が来ると思います。

だから、外国人世帯というのは、先ほど永住されている方と言われましたよね。

永住されている方という認識でいいんですか。

ほかにも、さっき言ったように、何か月払えばその権利は取れますから。

学生でも、来た人の家族もですね、だからそこら辺をもう永住ということで特定していいんですね。

議長／7番 朝長議員

朝長議員／とにかく、日本国籍を持たない方で、国民健康保険に加入されている方ということですね。

牟田議員／永住ってさっきおっしゃったから。

分けてはないんですか。

朝長議員／永住です。

議長／ほかに質疑ございませんか。

20番 江原議員

江原議員／先に池田議員が手を挙げられとったから。

議長よろしくお願いします。

私は今朝来て、意見書（案）を見たわけですが。

失礼。

今、いくつかの意見が出たところですが、私はこの意見書（案）にはまず、賛成、反対を思ったら、反対です。

まずそれを申し上げたいと思います。

その第一の理由は、国保問題。

一般質問でも取り上げた。

議長／発言者に申し上げます。

質疑をお願いいたします。

江原議員／だから質疑です。

外国人によるこの意見書（案）の表題です。

私は、これ、外国人によるという文言については、私は削除すべきだということを申し上げたいのですが、提案者としていかがですか。

議長／7番 朝長議員

朝長議員／国家、やはり、国家という言葉があるように、国というのは国民を家族としてみ
なす、そういった一面があると思っています。

そして、例えば、家と家であれば、自分の家の子供が隣の家にお世話になって、例えば、*
* *したりしたら、やはりそれは所属している家の方が責任を持つというのは基本であろう
と思います。

それで、日本国民での日本政府が当然、最後の最後まで面倒を見ると。

もし、外国籍であれば、国籍を置いている国があるわけですから、その母国との調整等も必
要だと思いますので、そういった政府としての政策を求めている、制度設計等も求めていく
ということで、外国人というのをあえてつけております。

以上です。

議長／20番 江原議員

江原議員／説明、答弁がありましたように、私は、一般論として、意見書を掲載されている
わけですが、実態として、武雄市内の実態については、一般質問のやり取りの中でも資料で
出てきませんでした。

ですから、先ほど言いましたように、これ、意見書（案）については、意見書（案）として
賛成が出て、提案されているわけでございますので、本質論から言って、武雄市内の問題に
ついて出してほしいと。

武雄市内の問題として、私は出してほしいと思いますので、先ほど、外国人の問題は削除す
べきと言いましたけれども、あくまでも中身の問題については、先ほど、最初に言いました
けど、武雄市内の問題について意見書として国に上げるべきではないかと。

それについて見解をお尋ねします。

議長／7番 朝長議員

朝長議員／そこは見解の相違かと思います。

やはり、政府として国に対して要望を出すということは、国家の問題として私は意見書を出したいということで提案させていただいております。

以上です。

議長／ほかに質疑ございませんか。

12 番 池田議員

池田議員／表題にあるとおり、外国人によるという言葉がまずありますよね。

説明の中では外国人、日本人を同じ扱いにするという答弁ありましたよね。

答弁されましたよね。

それを同じ扱いにするというんだったら、外国人だけになぜ絞られたのかということとですね、未納・滞納が深刻な問題になっているということで、これは外国人だけを全国的に調査、公表し実態を明らかにする、

外国人だけ求めていくというのは公平性に欠けるんじゃないかなという点と、これ、それとですね、未納・滞納を解決するためには、制度の新たな設計もしくは改定ですね、これが先なんじゃないかなと思うんですが、その辺の見解をお尋ねさせていただきたいのと。

もう一点が、この深刻化している、の、この深刻度ですね。

深刻度。

この辺を御説明いただきたいと思います。

議長／7 番 朝長議員

朝長議員／繰り返しになるかもしれませんが、やはり区別ですよ。

やっぱり政府、例えば、一般質問でもちょっとお話ししましたけれども、いよいよ日本が、例えば、戦争に巻き込まれたと。

そんな危機的な状況になったときは、外国人を保護して母国に帰ってもらうような、巻き込まれないようなそんな措置が必要であって、日本人は日本人として国に残らなきゃいけない。そういった、国としてこの国民を守ると、外国人の方は、やはり日本に来て仕事をされるにしても、やはりその時点でちゃんと生活できるだけの資金的な余力があるとかかそういうのを審査した上で、やはり、入国を許可しているわけですよ。

そういうのが、一度入国してしまったら、もうあとはチェックせずに生活保護をもらうようになったりというようなことで日本の国益に影響を与えているということで、区別が必要だということです。

それで、外国人だけというか、日本人と外国人を区別する必要があるということです。

今、ごっちゃにされているのでね。

さっき、一般質問でも、特別必要性がないから区別して統計をしていないと。

だからその区別する必要があるでしょうということを全国的に、これはたまたま区別しているところをサンプリングで調査されているわけですね。

なので、それを政府が主導して、現状把握から、まず進めるべきだということです。

あと、もう一点、何でしたっけ。

あれですね、深刻という話ですかね。

深刻というのはどの程度深刻かという。

その制度設計をするためにも、まず現状把握が必要でしょうということで、国家間の問題が出てくるので、入国時の審査等、それを考えるためにも、まず、現状把握というのがまず先にあるべきだと思います。

その上で制度設計をしていくと、国益を損なわないようにですね。

あと深刻というのは、もう、そのサンプリングといいますか、その調査が出ている範囲で、やはり、医療機関の問題、ありますけれども、医療費の未納が 1000 万を超えるような事例まで出ているということで、これを深刻という、明確な基準があるとは思いませんけれども、やはり言葉の問題とか、あとはですね、もう、その、未払いのまま帰国されたりとか、それで取り損ないというのも実際に起きているということで、これ、もう、早めに手を打たないと深刻な状況にさらになっていくということで取り上げております。

以上です。

議長／12 番 池田議員

池田議員／今の答弁の中でですね、戦争に巻き込まれるという言葉がありました。

これは、戦争に巻き込まれないような外交を、私は、ぜひ求めたいと思っています。

その中で言われた、巻き込まれた場合に、日本人を守るために帰国を促すと言われましたよね。

朝長議員／逆です、逆。

外国人が日本の戦争に巻き込まれないように速やかに帰国してもらうような措置をしなきゃいけないということです。

池田議員／巻き込まれない。

朝長議員／外国人が日本の戦争に巻き込まれないように、外国人の安全を守るためにですよ。

池田議員／今、逆でしたか。

逆ですね。じゃあ、考え方として、その場合に日本に残っておられる外国人を公平公正に守るという考え方はお持ちですか。

議長／7番 朝長議員

朝長議員／逆の立場で考えると、日本、イラン・イラク戦争のときを思い出してもらえると分かると思うのですが、イラクが海峡封鎖になった、航空機の出入りを、国境をこえて航空機が入ったら全て打ち落とすみたいなことを言って、それで、各国政府が飛行機を飛ばして自分の国の国民を全部迎えにいきましたよね。

それと一緒にですよ。

各国政府が、その自分の国民に対して責任を持つ。

それが国際的な標準で、日本は逆に自衛隊を派遣することができませんでしたけれども。

ちょっと話がそれましたが、そうやって、自分の国民を政府が守るというお互いのルールを徹底、きちんと整理するということが必要だと思います。

当然、それができなかった人を保護しなくていいとは思いません。

以上です。

議長／ほかに質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

意見書第4号は、福祉文教常任委員会に付託をいたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。